

# 令和4年度 名護市ケアプラン点検事業実施計画

## ケアプラン点検 基本的な考え方

- 利用者の自立を支援するという理念のもと、過不足なく最適なサービスをケアプランに位置付けられるよう、支援・助言していきます。
- ケアプラン点検は双方協議の場であり、皆様からの相談等もお受けしています。
- 点検テーマ及び各点検ポイントを公表し、あらかじめ理解いただけるようにしていきます。
- 点検ポイントのみに絞り、助言することで理解度が深まるようにしていきます。
- 点検時間の短縮等、皆様のご負担を軽減していきます。

## 令和4年度名護市ケアプラン点検 テーマ

1. 同一品目福祉用具複数貸与【手すりを含む。介護・予防共通／名護市独自】
2. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証【介護保険最新情報 vol.1009】
3. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン【介護保険最新情報 vol.1009】
4. 暫定プラン【名護市独自】

【国の規定により提出が義務付けられているもの（国が定めるものであるため、説明は省く。）】

- ・ 訪問介護における生活中心型サービスが基準回数以上となるプラン
- ・ 認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に係るプラン
- ・ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係るプラン

## 総括の共有

年度末に1年間のまとめを公表し、より多くのケアマネジャーの支援につながるようしていきます。

## 根拠

名護市ケアプラン点検事業実施要綱（令和4年告示第92号）

# 1. 同一品目福祉用具複数貸与 【手すりを含む。介護・予防共通／名護市独自】

令和3年度からの継続テーマですが、居宅介護支援事業所のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、福祉用具貸与の利用を制限するものではありません。

## 点検理由

- 福祉用具貸与は利用者が多いサービスであることに加え、個別的で具体的な内容であること、必要とする理由が明らかになるようにケアプランに記載することが重要であるが、利用者・家族の希望（デマンド）のみ記載されている、また複数のニーズが1つの文章に含まれていてわかりにくいなどの事例が散見されるため。
- 福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を考慮し、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害される恐れがあることから、ケアプラン点検を行い、ケアマネジメントプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを保険者（名護市）と介護支援専門員双方向でともに確認しあうため。

## 点検方法

- ① 居宅介護支援事業所等が作成した (1)アセスメント表 (2)居宅介護サービス計画書（支援計画書） (3)サービス担当者会議録 (4)福祉用具計画書等を名護市介護長寿課給付担当に提出。必要があれば聞き取り等を行う。
- ② 提出書類、聞き取りの内容を課内で検討する。

## 点検のポイント

- (1) アセスメントで必要性が検討されているか。
- (2) 必要な理由が居宅サービス計画書に記載されているか。
- (3) 状態像が変化している場合、同じ福祉用具の貸与を続けていないか。
- (4) 専門職と連携し、意見を聞いて居宅サービス計画書を作成しているか。

### 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

#### 第13条

22 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

## 2. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証 【介護保険最新情報 vol.1009】

### 点検理由

より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すためのものです。

※サービスの利用制限を目的とするものではありません。

### 点検方法

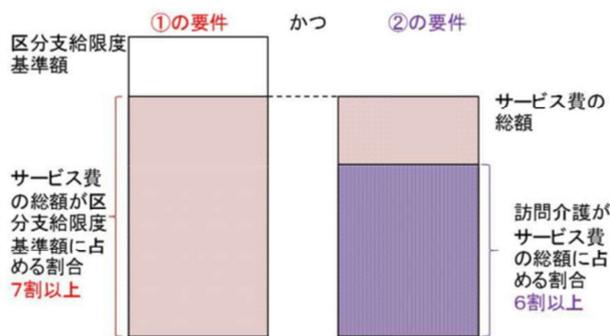
- ① 名護市は、下記要件に該当する居宅介護支援事業所のケアプランを抽出する。
- ② 名護市が事業所へ当該ケアプラン及びその他書類の提出を依頼。
- ③ 事業所は当該ケアプラン等について、指定された書類を名護市に提出。
- ④ 名護市は、順次地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から、届出のあったケアプランについて議論を行う。
- ⑤ 当該ケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、該当する居宅介護支援事業所は、検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランや同様・類似の内容で作成しているケアプランについて再検討を行う。

※ サービスの利用を制限するものではなく、ケアプランの変更を強制するものではない。（ケアプランの変更は利用者の同意が必要）

### 抽出要件

下記(1)かつ(2)に該当する居宅介護支援事業所のケアプランから、名護市が介護度別に1件ずつ以上指定する。

- (1) 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
- (2) その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」



1. まずはケアマネ事業所単位で要件①・②に該当しているかを確認



2. 次に、要件①・②に該当しているケアプランを介護度別に1件ずつ以上を保険者が指定し、届出を求める

## 3. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン 【介護保険最新情報 vol.1009】

### 点検理由

---

「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」(令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知)において、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施をするものであるため。

### 点検方法

---

- ① 名護市は、下記要件に該当する居宅介護支援事業所のケアプランを抽出する。
- ② 名護市が事業所へ当該ケアプラン及びその他書類の提出を依頼。
- ③ 事業所は当該ケアプラン等について、指定された書類を名護市に提出。
- ④ 名護市は、提出のあったケアプランについて点検を行う。
- ⑤ 当該ケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、該当する居宅介護支援事業所は、検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランや同様・類似の内容で作成しているケアプランについて再検討を行う。  
※ サービスの利用を制限するものではなく、ケアプランの変更を強制するものではない。(ケアプランの変更は利用者の同意が必要)

### 抽出要件

---

- (1) 区分支給限度基準額の利用割合 (名護市で設定)
- (2) 利用サービス種類とその利用割合 (名護市で設定。サービスは2つまで組合せ可。)  
※ 国保連提供の帳票上、各ケアプランの利用者について、要介護認定時の居住地が高齢者向け住まい等であるかどうかを確認する。

## 4. 暫定プラン【名護市独自で提出を定めているもの。】

暫定プランが必要な場合は、以下のとおりです。

- (ア)新規申請者が認定結果が出る前にサービスの利用を必要とする場合
- (イ)認定有効期間の途中で区分変更を行う場合
- (ウ)要介護更新認定の結果が更新認定開始日よりも後日になる場合

### 名護市における介護保険暫定利用の取扱いについて

介護保険の認定有効期間は、申請日に遡りますが、実際にサービスを利用する際には、居宅サービス計画が必要となります。暫定利用の場合は基本的に償還払いとなりますが、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「居宅届出書」という。）を保険者に提出することにより、法定代理受領での利用開始となります。（介護保険法第41条第6項）

要支援認定の場合もサービス開始月内で認定が確定し、居宅届出書（介護予防）や契約が完了した場合は、法定代理受領の取扱いとなりますが、いずれも月をまたがった場合は、償還払いとなりますのでご注意ください。

### 点検理由

実地指導等でのプラン点検の結果、暫定プランを作成せずにサービスを提供している事例や作成に当たったの要介護（要支援）の見立てや介護サービスに要する費用について、利用者又はその家族等への説明をせずにトラブルになる事例があり、これを防ぐため提出をお願いするものです。

### 点検方法

- ① 居宅介護支援事業所等が作成した居宅介護サービス計画書を、名護市介護長寿課給付担当へ提出。対面式で聞き取りを行い、内容を確認する。
- ② 居宅介護支援事業所等は認定結果が出たら、介護長寿課給付担当まで連絡をする。給付担当は認定係に確認をする。

### 点検のポイント

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第6項から第11号までに定める一連の業務がされているか。
- (2) 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれかになるか判断できない場合、居宅介護支援事業者と地域包括支援センターと相互に連携を取りながら暫定プランを作成しているか。当該プランの届出が行われているか。